

○石巻専修大学無料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規程

平成14年9月9日

制定

改正 平成18年5月1日

平成19年5月1日

(目的)

**第1条** この規程は、石巻専修大学（以下「本大学」という。）が職業安定法第33条の2に基づいて本大学が行う無料職業紹介事業について、本大学の学生及び卒業生の就職に関する個人情報を適正に管理することを目的とする。

(取扱者)

**第2条** 本大学の就職に関する個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者である事務課長とする。

(取扱者の研修)

**第3条** 事務課長は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。

2 公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、事務部長は事務課長が出席できるよう配慮するものとする。

(情報開示及び訂正)

**第4条** 事務課長は、個人の情報に関して、求職者からその本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人の専攻や有する資格等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 前項に基づき、個人情報について求職者から訂正の請求があったときは、事務課長は遅滞なく当該箇所の訂正を行うものとする。

(苦情処理)

**第5条** 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合は、事務課長は、誠意を持って適切な処理をするものとする。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、就職指導委員会の議を経て学長が行う。

**附 則**

この規程は、平成14年9月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。